



## 高齢者の除雪支援制度 【除雪を行う業者・個人用】

高齢者等世帯の除雪費用の負担軽減を図り、冬期間でも安全で安心な自立した生活を確保するため、本町に住所を有し、居住実態のある世帯に対して、**令和6年12月1日**から**令和7年3月31日**までの期間支援します。**請求書の提出期限は、4月18日とします。**

65歳以上の高齢者世帯

重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）

ひとり親と18歳未満の子（当該年度に18歳に到達する子を含む）

支払い限度額（支払額の1/2を支援します）※限度額20万円を支援

(令和5年度)	(令和6年度)
<p>対象者から、除雪の依頼を受ける。</p> <p>↓</p> <p>除雪の依頼があった個人に対して、除雪費用の「<b>全額</b>」を請求し、お支払いいただく。</p> <p>除雪作業依頼者は、町に提出するための<b>実績報告書・作業内訳書・領収書（写し）</b>の書類一式を提出し、後日個人の口座に<b>請求額の半額</b>の金額が振り込まれる。</p>	<p>対象者から、除雪の依頼を受ける。</p> <p>↓</p> <p><b>除雪を依頼した個人</b>に対して、<b>除雪費用の「半額」</b>を請求し、お支払いいただく。</p> <p>↓</p> <p>残り「<b>半額</b>」は町の委託先である「<b>西川町総合開発(株)宛</b>」で請求書を作成し、「<b>保健センター宛</b>」に提出していただきます。</p> <p>↓</p> <p>保健センターで書類確認後、西川町総合開発(株)よりお支払いします。</p>

支援金は税法上の収入扱いになりますのでご注意ください。請求書は審査した上で確認を行います。